

外国人受検者の方及び在校生受検者の方への注意点

「減額で申請される方（外国人の場合）」または「学割で申請される方」につきましては、下記事項にご注意ください。

[外国人受検者の減額について]

外国人の方で減額申請される場合、「出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に該当しない」ことを証明できる書類のコピーを添付して申請願います。技能検定受検申請書にコピーの添付がない場合、今期から減額の対象となりません。

例：在留カード 等

※「技能実習」「留学」等の在留資格は減額の対象となりません。

※「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」等の在留資格が減額対象となります。

[学割について]

学割申請される場合、本人確認書類として「学生証のコピー」を添付してください。

学生証のコピーが添付できない場合、「在学証明書」を添付してください。

技能検定受検申請書に「学生証のコピー」または「在学証明書」のいずれも添付がない場合、今期から学割の対象となりません。

受検申請書の「氏名」に関する注意点

本人確認書類と申請書に記載した氏名の漢字、生年月日が異なる場合は、本人確認書類によって氏名の漢字を登録しますのでご注意ください。

ご不明な点につきましては、当協会にお問い合わせください。

熊本県職業能力開発協会 技能検定担当 (TEL. 096-285-5818)